

施行:平成27年4月1日

古河市文化協会マスコットキャラクター 利用手引



16歳桃香



9歳桃香

目次

はじめに . . .	P 1
利用にあたっての留意点 . . .	P 1
利用までの流れ . . .	P 2
利用登録について . . .	P 3
利用許可申請について . . .	P 4
利用許可の制限について . . .	P 5
利用できるイラスト . . .	P 7
イラスト利用のきまり . . .	P 8
利用許可が下りたら . . .	P 10
許可後に変更が生じたら . . .	P 11



古河市文化協会

●はじめに

古河市文化協会マスコットキャラクター「16歳桃香」(原著作者 なま)及び「9歳桃香」(原著作者 浅野恭司)は古河市文化協会並びに古河市の文化向上と知名度アップ及び活性化を目的としたキャラクターです。目的に沿って利用ください。

なお利用するにあたり、**必ず事前の利用許可申請が必要**となりますので、本紙及びキャラクター利用規程をご一読いただき、既定の申請書にご記入のうえ、下記まで提出してください。

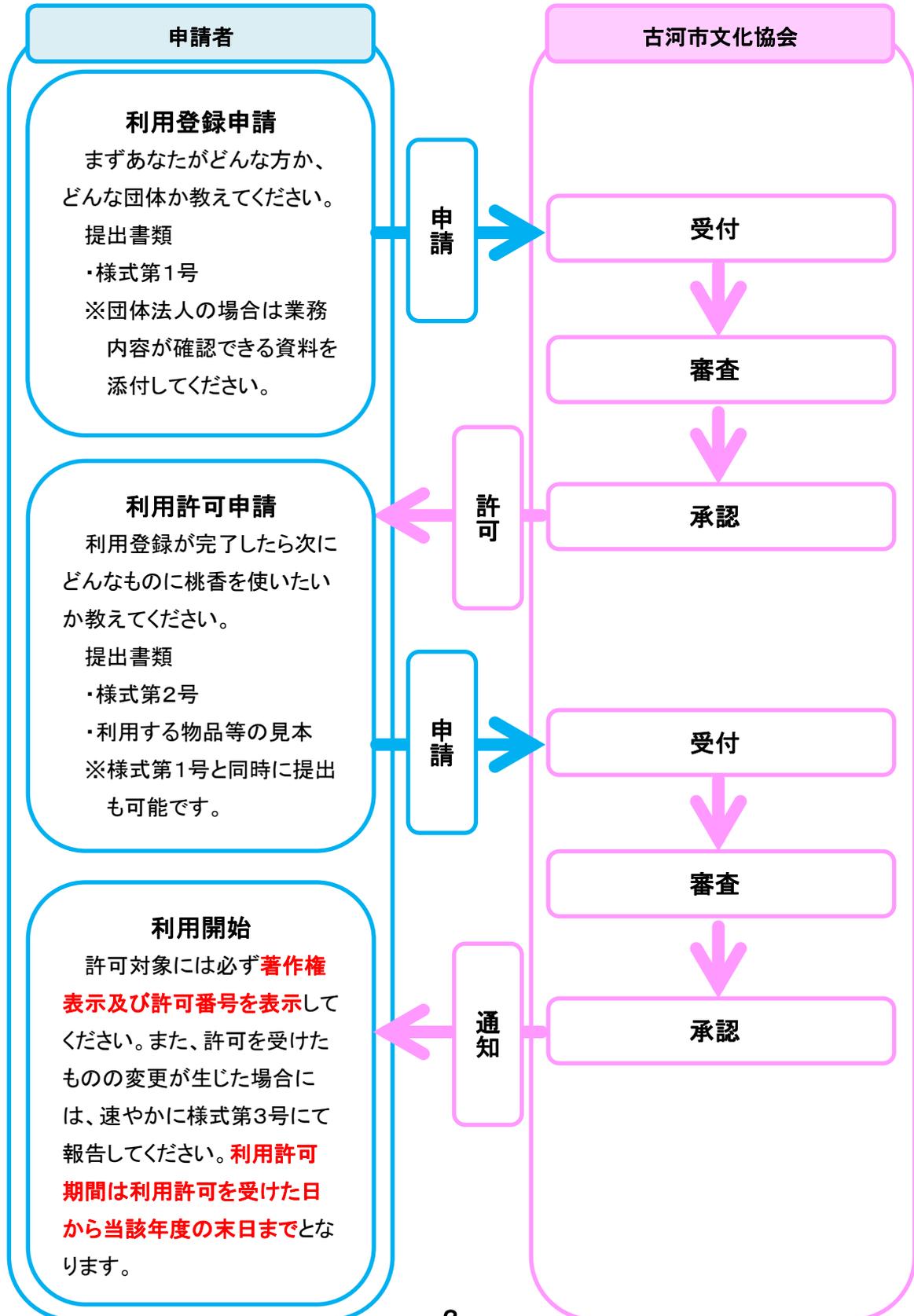
申請書提出先 及び お問い合わせ

古河市文化協会事務局
(古河市役所 古河庁舎 生涯学習課内)
〒306-8601 茨城県古河市長谷町38-18
TEL 0280-22-5111(代)
FAX 0280-22-7114
受付時間 平日 8:30~17:15

●利用にあたっての留意点

- ①キャラクターの利用に関する外部からの一切の苦情及び損害賠償に対しては、利用者が全責任を負い、協会は一切の責めを負わないものとします。また、故意又は過失により協会に損害を与えた場合は、これに生じた損害を賠償しなければなりません。
- ②許可を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに協会に申請してください。
- ③利用許可は古河市文化協会が著作権を所有するマスコットキャラクターの利用を許可するものであり、利用許可を受けた者に権利が発生するものではありません。
- ④キャラクターを利用するにあたりいくつかの制限があります。P5、P6の「利用許可の制限について」をご覧ください。また、P8の「イラスト利用のきまり」もご確認ください。

● 利用までの流れ



● **利用登録について**

○キャラクターを利用するにはあらかじめ利用登録をする必要があります。

※古河市文化協会キャラクター利用許可申請書を同時に提出することも可能です。

利用登録が出来るのは次の通りとなります。

- ・市内在住の方
- ・市内に本社、本部、工場、支店または支部等のいずれかが該当する場合
ただし上記に該当していても、反社会的勢力と関係を有している場合や政党もしくは宗教団体またはこれらを支援する者は登録することは出来ません。

○一度利用登録を行えば、次の申請時から省略することができます。登録内容が変更になった際には、古河市文化協会へご報告ください。

利用登録に必要な書類

個人で利用登録される方

- ・様式第1号の1
- 「古河市文化協会キャラクター
利用登録申請書(個人)」

様式第1号の1 (第3条関係)

古河市文化協会キャラクター利用登録申請書(個人)

古河市文化協会
会長 様

年 月 日

古河市文化協会
会長 様

古河市文化協会キャラクター利用規程に同意の上、次のとおり申請します。

住 所		
氏 名		
連絡先	電話	※日中連絡が取れる番号を記入してください。
	F A X	
メー ル		
概 要	業務内容、取扱商品などを詳しく記入してください。	

法人又は団体で利用登録される方

- ・様式第1号の2
- 「古河市文化協会キャラクター利用登
録申請書(法人又は団体)」
- ・業務内容が確認できる資料

様式第1号の2 (第3条関係)

古河市文化協会キャラクター利用登録申請書 (法人又は団体用)

年 月 日

古河市文化協会
会長 様

古河市文化協会キャラクター利用規程に同意の上、次のとおり申請します

法人又は団体名		
所 在 地		
代表者名		
電 話		
メー ル		
担当者名		
担当者勤務地住所	※所在地と担当者住所が異なる場合はのみ記入してください。	
連絡先	電話	※日中連絡が取れる番号を記入してください。
	F A X	
メー ル		

古河市内に本社・本部・工場・支店・支節・その他()があり、その住所は、上記と同じ・別で(古河市)にあります。

概 要 経歴、取扱商品などを詳しく記入してください。

添付書類 活動内容が確認できる資料 (パンフレットなど)

● 利用許可申請について

○利用登録後、様式第2号「古河市文化協会キャラクター利用許可申請書」にて、どんなものにキャラクターを利用するのか申請していただきます。その際利用例として見本も添付してください。

※古河市文化協会キャラクター利用登録申請書と同時に提出することも可能です。

桃香を名称に直接利用することは出来ません。
「桃香〇〇」ではなく「桃香の〇〇」や「〇〇(桃香版)」等に設定してください。

例：桃香 T シャツ・・・×



桃香のTシャツ・・・○

Tシャツ(桃香柄)・・・○

見本にも許可番号記載場所を明記してください。
また、見本が用意できない場合には写真や印刷原稿など利用内容を確認できる資料を提出してください。

様式第2号 (第4条関係)
古河市文化協会キャラクター利用許可申請書

古河市文化協会
会長 様

住所
商号又は名称
代表者職
代表者氏名 ④

古河市文化協会所有のキャラクターを利用したいので、次のとおり申請します。

名 称	
申請するキャラクター	<input type="checkbox"/> 16歳桃香 (なまイラスト) <input type="checkbox"/> 9歳桃香 (浅野イラスト)
具体的な内容 (配布数量・サイズ・配布場所・広告回数等詳しく記載)	
許可番号の表示場所	
連 絡 先	担当者名： 電話番号： E-MAIL： FAX：

添付書類
利用する物品の見本 (見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)

許可番号表示場所を必ず明記してください。

● **利用許可の制限について**

○反社会的な活動及び風俗営業等に係る業種の営業、また特定の個人・政党・宗教団体の支援等に利用することは出来ません。

○イラストの**利用許可期間は利用許可を受けた日から当該年度の末日まで**となります。許可期間終了後も引き続き増産する場合には、その年度ごとの申請が必要となります。ただし許可年度に作成した物品の在庫分は期間終了後も引き続き利用することは可能です。

○キャラクターの利用料金は当分の間無償とします。

○キャラクターを利用する際には**著作権表示及び許可番号を表示すること**。

16歳桃香の利用であれば「©2013 古河市文化協会／Nama#許可番号」

9歳桃香の利用であれば「©2013 古河市文化協会／K. Asano#許可番号」

の形式のものとなります。許可番号は利用許可の際に送付する「古河市文化協会利用許可書」に記載されている番号となります。

○キャラクターの性格付けと捉えられてしまうような表現での利用は出来ません。

例えば・・・

- ①「桃香の大好きな○○」のような好みを表現するような名称の設定。
- ②桃香が吹き出しを使用して、セリフを話している。
- ③他のキャラクターと親交があるような表現。
- ④飲酒や喫煙等を連想させるような、キャラクター設定のイメージとはかけ離れた利用。桃香は16歳または9歳の女の子です。

○**営利目的の利用は出来ません。**

協会の定める営利目的とは次の通りとなります。

・キャラクターを利用し、申請者又は第三者が直接的に

金銭その他経済的利益を得ること。

例えば……

- ①作成した桃香グッズの販売。
- ②桃香を利用したデザインの商品パッケージ。
- ③既成の商品に桃香のステッカーを貼付。

・特定の商品、サービス、商店、企業の宣伝効果を目的とすること。

例えば……

- ①商品のチラシに桃香を利用。
- ②経営している企業・店舗ホームページでの桃香の利用。
- ③商品に桃香を利用したおまけを付ける。
- ④商号への利用。

● 利用できるイラスト

利用できるイラストは次の通りとなります。

(16歳桃香)



上半身



顔



全身

(9歳桃香)



上半身



全身

●イラスト利用のきまり

①イラストの配色の変更は出来ません。ただし、配色の変更を行わず単色での利用は可能です。



配色変更(不可)
例:着物・髪飾りの色の変更



単色イラスト(可)

②顔のパーツや身に付けているものなどイラストの改変は出来ません。また縦横比の変更も出来ません。



イラストの改変(不可)
表情・髪飾りの改変



縦横比が変更(不可)

③イラストを基にしたキャラクターの立体物の作成は禁止となります。

例:キャラクターのぬいぐるみやフィギュアなど

● 利用許可が下りたら

利用が許可されたら様式第4号「古河市文化協会キャラクター利用許可書」をお送りします。許可書に記載された許可番号を確認し、許可を受けたものに必ず**著作権表示及び許可番号を標記してください。**

※この通知は必ず大切に保管してください。

様式第4号（第5条関係）

許可番号 No

古河市文化協会キャラクター利用許可（不許可）書

様

年 月 日付けで申請された古河市文化協会キャラクター利用申請に対する審議結果について、次のとおり決定しましたので通知します。

1. キャラクターの利用を許可する。
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
※利用に当たってはキャラクター利用規程を遵守すること。

著作権表示
「©2013古河市文化協会／Nama # 許可番号」 16歳桃香
「©2013古河市文化協会／K.Asano # 許可番号」 9歳桃香

2. キャラクターの利用を許可しない。
理由

年 月 日

古河市文化協会 会長

こちらの番号が許可番号となります。

赤枠の「」内が著作権表示及び許可番号となります。許可対象のどこかに必ず表示ください。

● 許可後に変更が生じたら

許可を受けたものに変更が生じたら、様式第3号「古河市文化協会キャラクター利用許可内容変更申請書」にて古河市文化協会へ提出して下さい。提出は変更前をお願いいたします。

許可書に記載された日付・許可番号を記入してください。

こちらに変更内容を記入してください。変更がない欄については空白のままで結構です。

許可時の内容を記入ください。

様式第3号（第5条関係）
古河市文化協会キャラクター利用許可内容変更申請書

古河市文化協会
会長 様

住所
商号又は名称
代表者職
代表者氏名

年 月 日付第 号で許可を受けた古河市文化協会キャラクターの利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

	前回の許可を受けている申請内容 (全てお書きください)	変更をする内容 (変更がある部分のみ詳しく記載)
名 称		
大きさ・デザイン・形などの変更		
数量・その他の変更		
追加する点数		点
担当者 氏名 電話番号		

添付書類
(1) 変更する内容がわかる見本
(2) 当初の利用許可書の写し（コピー）